

# 中華人民共和國財政部

## 「知的財産関連会計情報開示規定（意見募集稿）」 の起草説明

2018年7月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 「知的財産関連会計情報開示規則（意見募集稿）」起草説明

企業の知的財産管理を強化し、企業の知的財産関連会計情報開示を規範化するために、我々は関連する企業会計規則に基づき、調査研究を経て、「企業会計規則第6号―無形資産」を補充して、「知的財産関連会計情報開示規則（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という）を形成した。ここに、起草状況を次の通り説明する。

### 一．制定の背景

（一）「知的財産関連会計情報開示規則」の制定は、中央の精神を貫徹実行し、知的財産強国建設に寄与するために必要な措置である。

革新駆動発展戦略を深く実施し、知的財産分野の改革を深化させ、知的財産強国建設を加速するために、国務院は2015年12月に、「新情勢下で知的財産強国建設を加速することに関する若干の意見」（国発<2015>71号、以下「意見」という）を印刷・配布し、「会計規則の規定を詳細化し、企業による知的財産資産の科学的計算と管理を促進する」という要求を明確に提出した。2016年7月、国務院弁公庁は「『新情勢下で知的財産強国建設を加速することに関する国務院の若干の意見』の重点役割分担案の通知」国弁書簡〔2016〕66号、以下「通知」という）を印刷・配布し、更に「財政部、知識産権局が会計規則規定の詳細化や、企業による知的財産資産の科学的計算と管理の促進を担当する」ことを明確にした。「意見募集稿」は、「財政会計事業が中央精神を貫徹実行し、知的財産強国建設に寄与する」ということの具現化である。

（二）「知的財産関連会計情報開示規則」の制定は、知的財産管理を強化し、知的財産の創造・運用を促進するための客観的要求である。

知的財産とは、創造者がその知的労働の成果について、一定の期間内に享有する専有権と独占権である。有形資産やその他の一般的無形資産に比較して、知的財産は排他性、区域性と時間性の特徴を持っており、その将来の収益が不確定性を有する。知的財産保護の強化、企業価値創造における知的財産の重要性の顕著化、および知的財産の創造と運用に対する要求の向上化により、会計事業に新しい挑戦をもたらした。「意見募集稿」は知的財産会計情報開示の規範化と詳細化を通じて、企業による知的財産の管理と創造・運用の強化を促進するためのものである。

（三）「知的財産関連会計情報開示規則」の制定は、企業による知的財産の開示を促進し、知的財産の透明性の向上を高める堅実な基礎である。

目下、わが国の企業は「企業会計規則第6号―無形資産」および関連する会計規定の開示要求に従って、財務諸表の注において無形資産関連会計情報を開示しなければならない。ただし、この開示要求は、無形資産に当たると確認された知的財産の開示にしか適用しない。「企業会計規則第6号―無形資産」に記載する確認条件を満たさず無形資産に当たると確認されていない重要な知的財産については、関連会計情報の開示は足りない。会計は企業と市場をつなぐ重要な架け橋として、知的財産情報の開示を

通じて、知的財産が企業の経営活動に参加する過程や結果を反映し、市場に有用な情報を伝達する必要がある。これは、投資者が企業の潜在的な価値を発見し、リスクを識別することに有利である。また、革新者がより公平、公開、透明な商業環境と市場秩序で競争に参加し、企業と資本市場の健康的な発展を促進することにも有利である。

## 二、起草の過程

本意見募集稿は、前期研究、起草と訂正改善という三つの段階を経た。

(一) 前期研究段階（2016年7月～2017年12月）。

「意見」を發布してから、同「意見」に記載する会計規則規定詳細化の要求を貫徹実行するために、我々は知識産権局と共同して天津と江蘇などに赴き調査研究を行い、実務者、理論者を組織して、知的財産会計と開示問題について共同研究を展開した。研究レポートに基づき、我々は現行の会計規則下で、財務報告が知的財産価値の情報を情報の使用者に伝達する必要があると考えた。知的財産の定義を明確にした上で、バランスシートにおいては確認されていないが、企業の価値に影響を及ぼす知的財産を財務報告の注に開示する必要がある。既にバランスシートにおいて確認された知的財産についても、財務報告の注に開示要求を追加することで、知的財産が企業の経営活動に参加する過程や結果を反映し、市場に有用な情報を伝達する必要がある。

(二) 起草段階（2018年1～3月）。

前期の調査研究の結果と研究レポートを元に、「通知」の関連要求に基づき、我々は2018年初に、企業会計規則、国際財務報告規則と米国の汎用会計規則にそれぞれ適用される10の上場企業による知的財産の開示実務を分析・研究し、国際会計規則、美国汎用会計規則の開示要求を参考にし、わが国の企業会計規則の開示要求と企業の開示実務を踏まえて、「知的財産関連会計情報開示規則（初稿）」（以下「初稿」という）を起草した。

(三) 訂正改善段階（2018年4月～2018年5月）。

我々は「初稿」について、知識産権局の意見を求め、関連する企業、専門家の意見を聴取した上で、「初稿」を繰り返し訂正・改善して、「意見募集稿」を形成した。

## 三、主要な内容

意見募集稿には、次のような三部分からなる。

第一部分：適用範囲。意見募集稿の適用範囲を明確にするとともに、「民法規則」の関連規定により、本意見募集稿にいう知的財産の定義を明確にした。

第二部分：開示要求。企業会計規則の関連規定に基づき、企業知的財産の開示現状と「意見」の関連精神要求を踏まえて、適用範囲内の知的財産について6項目の強制開示要求と1項目の任意開示要求を規定した。

第三部分：施行と過渡。企業は将来に向かっての適用を採用して本規定を運用しなければならない。

#### 四、意見募集における主要な質問内容

本意見募集稿について、重点的に以下の問題をめぐって意見と建議を聴取した。

##### (一) 適用範囲について

質問1：意見募集稿によると、本規定は、企業が「企業会計規則第6号--無形資産」の規定に従って無形資産に当ると確認した知的財産に適用するほか、企業が保有または支配しているが「企業会計規則第6号--無形資産」の確認条件を満たさないことで無形資産に当ると確認しなかった重要な知的財産の関連会計情報開示にも適用する。これについて、合理的だと思われませんか。何か改善すべきところがありますか。理由は何でしょうか。

##### (二) 開示要求について

質問2：意見募集稿において、知的財産の開示について6項目の強制開示要求と1項目の任意開示要求を規定しています。これについて、合理的だと思われませんか。何か改善すべきところがありますか。理由は何でしょうか。

##### (三) その他。

質問3：意見募集稿について、その他の意見や建議がありますか。何か改善すべきところがありますか。理由は何でしょうか。